

山形県公報

平成30年4月1日(日)

号 外(13)

目 次

企業局関係

規 程

| ○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程 | · 1 |
|---|-----|
| ○山形県企業局組織規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 同 |
| ○山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程 | . 2 |
| ○山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程 | . 同 |
| ○山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程 | . 3 |
| ○山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程 | · 同 |

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成30年4月1日

山形県企業管理者 髙 橋 広 樹

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表8級の項中「局長」を「局長又は参事」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第5号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

山形県企業管理者 髙 橋 広 樹

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(局長等)」に改め、同条第1項中「局長」を「局長及び参事」に改め、同条に次の1項を加える。

3 参事は、管理者の命を受けて局の技術及び特定事項に関する事務を掌理し、管理者及び局長を補佐し、及び局の事務を整理する。

第13条第2項中「主事」を「主任主事、主事」に改め、同条第3項の表中

主査 上司の命を受けて担当事務を処理する。 を

| I | \ . | | |
|---|----------------|----------------------------|-------|
| | 主査 | 上司の命を受けて担当事務を処理する。 | ルコトムフ |
| | 主任主事 | 上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事 | に改める。 |
| | 土工土尹 | する。 | 1 |

第16条第3号中「及び最上電気水道事務所」を削る。

第17条の表山形県企業局最上電気水道事務所の項中「、建設担当」を削る。

第18条第2号二中「及び最上電気水道事務所」を削る。

第19条第2項中「主事」を「主任技師、主事」に改める。

第20条の表中

主任主査

上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。

を

| 主任主査 | 上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。 |
|------|-----------------------------------|
| 主任技師 | 上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする技術に従事 する。 |

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成30年4月1日

山形県企業管理者 髙 橋 広 樹

に改める。

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程(昭和40年6月県企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「主務課長」を「参事」に改め、同条に次の1項を加える。

2 参事にも事故があるときは、主務課長がその事務を代決する。

第5条第1項中「主務課長」を「参事」に改め、同条第2項中「とき」を「ときは、主務課長が、主務課長に事故があるとき」に改める。

第8条中「ついては局長」を「ついては参事、局長」に改める。

別表第1人事・服務の項第1項中「及び課長」を「、参事及び課長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第7号

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成30年4月1日

山形県企業管理者 髙 橋 広 樹

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程(昭和44年7月県企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務企画課長」を「企業局参事」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第8号

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

山形県企業管理者 髙 橋 広 樹

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員審査会規程(昭和52年2月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「課長」を「参事及び課長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第9号

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

山形県企業管理者 髙 橋 広 樹

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生委員会規程(昭和53年3月県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号中「局長」を「局長、参事」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

 平成30年4月1日印刷
 発行所
 山
 形
 県
 庁

 平成30年4月1日発行
 発行人
 山
 形
 県

